

令和6年度第5回大野城市政治倫理審査会 概要

- 1 日 時 令和7年1月17（金）午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 市役所新館4階 421会議室
- 3 出席者

【審査会委員】	会 長	大 野 慶 樹
	委 員	道 山 治 延
	委 員	南 谷 博 子
	委 員	松 永 史 帆
【事務局】	課 長	山 本 耕 督
(プロモーション推進課)	担 当	井 上 善 博
		永 島 彩 奈

4 会議概要

(1) 調査照会の結果

令和6年12月17日に審査会から山上議員へ書面により調査照会を実施し、同日付
けで議員から資産等報告書が提出された。

その資産等報告書に関して、事前にいただいた質問の回答を事務局から説明。

【事前質問①】

ア 内容

税等の納付状況の軽自動車税に記載があるが、動産には「該当なし」となっ
ているのはなぜか。

イ 回答

生活に通常必要な備品としての1台と減価償却で価額が50万円以下となっ
ているものについては記載要領に基づき省略しているため。

ウ 審議結果

異議なし。

【事前質問②】

ア 内容

預貯金、株式、出資、ゴルフ会員権には金額等の記載がなく、「相続につき協議
中」で、かつ「信託会社が管理中」とだけ記載があるが、名義が変更されてい
るのであれば、詳細を記載する必要があるのではないか。

イ 回答

名義などは変更しておらず、信託会社が管理中であるため把握できていない部
分があるため、そのような記載となっている。相続に係るもの以外で、50万円以
下のものは記載要領に基づき省略している。

ウ 審議結果

改めて信託会社に確認したうえで、「信託会社の名称」とそれぞれの「総額」を記載するよう照会を行う。

→後日、事務局から議員に照会。信託会社に確認したところ、株式と出資については換金が済んでおり、それらを含めても議員分の預貯金の金額は50万円を超えなかったとのこと。ゴルフ会員権も把握できるものはなかった。そのため、「信託会社が管理中」と記載のあった項目は全て「該当なし」と修正する。

【事前質問③】

ア 内容

不動産の事業所得について、相続に係るもの与其他のものを分けて記載することは可能か。

イ 回答

事業所得は分けて記載することが難しく、まとめた記載としている。

ウ 審議結果

分けての記載は本当に困難なのか、再度照会を行う。

→後日、事務局から議員に照会。事業所得については、収入金額から必要経費を差し引いた額を記載するに当たって、その必要経費を相続に係るもの与其他のもので分けることが困難であるとのことだった。

【その他審議事項】

備考に記載されている「相続につき協議中」という記載が分かりにくいのではないかという意見があり、注釈を入れて説明する方法などが検討された。最終的に、広義の意味で協議中であるとして、今回は修正を求めないこととした。

(2) 調査意見書の作成

別添「調査意見書」参照。

→審査会后、1月20日付けで提出した。